様式第9号(第9条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公告前建築等承認申請書  年　　月　　日  　　(あて先)本庄市長  申請者　住所  氏名 | | | | | | | |
|  | | 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 | | | | |  |
| 電話番号　　　(　　) | | | | | | | |
| 都市計画法第37条第1号の規定により公告前の | | | | 建築  建設 | について承認を受けたいの | | |
| で、下記のとおり申請します。  記 | | | | | | | |
| 開発許可年月日・許可番号 | 年　　　月　　　日　　　　　　　　　号 | | | | | | |
| 建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする土地の所在、地番及び面積 |  | | | | | 面積  m2 | |
| 承認を受けようとする事項 | 建築物等の用途 | |  | | | | |
| 建築物等の構造の種別 | |  | | | | |
| 申請の理由 | | | | | | | |
| ※  第　　　　　号  　　上記のことについて  　　　　　　年　　月　　日  本庄市長　　　　　　　　印  　この処分についての教示が別紙にありますので、御確認ください。 | | | | | | | |

　備考　※印の欄には、記入しないこと。

(別紙)

|  |
| --- |
| 教示  1　審査請求について  　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本庄市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。  2　取消訴訟について  　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、本庄市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において本庄市を代表する者は、本庄市長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |